



中小企業の為の経営のヒント

## 菅原会計事務所通信

2017年5月号

菅原会計事務所・菅原行政書士事務所

〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1

TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009

業務時間 平日 AM 9:00~PM 5:00

### 中小企業経営強化税制が創設されます！

平成 29 年 4 月 1 日から、これまでの中小企業投資促進税制の上乗せ措置を拡充する形で制度変更され、新たな制度が始まりました。

平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に、機械装置や器具備品、建物付属設備等の一定規模以上（機械装置 160 万円以上、工具・備品 30 万円以上等）の設備を取得し、経営力向上計画を提出し、認定を受けると、即時償却又は 7% の税額控除が選択できます。

\* 注意するところは？

決算日までに認定を受けていないと即時償却できません。

高額 of 投資をお考えの方は、投資をされる前に当事務所までご相談ください。

経営力向上計画書も当事務所で作成が可能です！

\* その他の注意点は？

対象設備である証明が必要です。証明書は各工業会等で発行されます。

同じような資産を購入されるのでしたら、事前に対象資産か確認の上購入されることをお勧めします。

(鈴木 記)

\*\*\*\*\*

住民税の特別徴収をされている事業所は、平成 29 年分の従業員の特別徴収額が届きます。6 月より新しい徴収額への変更をお忘れなく！

